

※新聞記事のレイアウトを変更しております。

**【質問】** 父がまもなく75歳になります。今年の3月から75歳以上の高齢者の運転免許更新時に認知症のテストがあり、場合によっては更新できないと聞きました。どのような制度なのでしょうか。

(40歳女性)

## 高齢者免許更新時に検査

**【回答】** 高齢化社会が進み、高齢ドライバー人口が増加しています。近年、交通事故死亡者が減少してい

る中で、75歳以上の交通事故死亡者は逆に増加しています。一つの原因として、老化によって身体機能のみならず認知機能の低下が挙げられます。このような状況から、道路交通法の改正により75歳以上のドライバーは2017年3月12日から、3年に1度の



## 認知症の恐れで診断書

くの高齢者が医学的診断を受けることとなり、認知症の専門医だけでは対応でき

## 総合的に判断し取り消しも

た高齢者は医師の診察を受け、診断書を公安委員会に提出することになります。一部のメディアで「医師が認知症と診断したら免許は取り消しになる」と報じています。しかし、実際には医師の診断書だけでなく本人への聴聞など総合的に判

断し、都道府県公安委員会が最終的に責任をもって免許取り消しなどの行政処分を行うことになっています。取り消しなどに不服がある場合は公安委員会に不服申し立てなどができます。取り消し処分になった人や、その対象者は免許証の自主返納にはなりません。自治

免許更新時に認知機能検査を受け、「認知症の恐れがある」と判定された場合には医師の診断書提出が義務づけられました。更新時以外でも、認知症でよくみられる道路の逆走や信号無視などの交通違反を犯した場合も上記対象になります。このため毎年多

くの高齢者が医学的診断を受けることとなり、認知症の専門医だけでは対応できず、かかりつけ医の協力も必要となることが予想されます。ただし、認知症の診断には一定の経験や知識が必要ですので、診断医が見つからない場合は公安委員会が協力依頼している専門医を紹介することも可能です。以上のように対象となっ

断し、都道府県公安委員会が最終的に責任をもって免許取り消しなどの行政処分を行うことになっています。取り消しなどに不服がある場合は公安委員会に不服申し立てなどができます。取り消し処分になった人や、その対象者は免許証の自主返納にはなりません。自治

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市長里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。

### 質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市長里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。